

司法試験

---

## 残り5ヶ月の過ごし方

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 150420

LU15042



## 残り5ヶ月の過ごし方

LEC 東京リーガルマインド 専任講師 武山茂樹

### 1、はじめに

#### (1) あと何日かを意識する

約4か月＝約120日強

#### (2) 完全に準備することは不可能だと知る

＝不完全な知識のまま問題を解く覚悟を決める

#### (3) 自分の体調のクセを確認しておく

例) 6時間睡眠ならなんとかなる

睡眠不足でおなかを壊す

緊張でめまいが起こる

#### (4) 自分の弱点を洗い出しておく<具体的に>

例) 共同正犯の書き方がいまいちわからない

憲法的答案の書き方がわからない

#### (5) 好きなものばかりをやらず、苦手なものに正面から立ち向かう

### 2、学習法（総論）

#### (1) 自分のパターンを知る

##### ① 基本知識不足型

次の5月に司法試験（あるいは予備試験）を受けるのに、177条の第三者の定義がスラスラ言えなかったり、処分性の定義が出てこなかったりする人

※未修者に多い。ただ、次の通常型なのに基本知識不足型だと思ひ込む人が多いので注意！！

##### ② 通常型

一般の受験生はこのタイプです。基本論証はあやふやな点も多少あるが、大体できる。問題もなんとなく書ける。

司法試験の答案で言えば、40点台前半は取れるタイプです。

##### ③ 知識偏重型

いわゆるベテラン受験生に多いタイプです。

（講師でも知らないような）難しい学説等を知っているのですが、答案を書いてもら

うとひどい答案しか出てきません。

## (2) パターン別学習法

### ① 基本知識不足型

絶対的に知識が不足している

→基本書や予備校本を読み、定義や論証を徹底的に暗記する

※暗記は悪ではない。法律解釈学は、ある意味暗記から始まる

ただ、どの知識が重要か取捨選択する能力も乏しいことが多い

→悪名高き論証パターンを読んで理解し、なぜこういう書き方をするのか考える

旧司・ロー入試型の問題を見て考え、解答例を読み、書き方のパターンを感じ取る(新・論文の森がなんだかんだいってお勧め。もちろん欠点はあるが)

論点とは何か知る

### ② 通常型

答案の書き方を改善しなければならないのに、基本知識の暗記に逃げる人が多い

アウトプットの中でもがき苦しみながら、書き方を改善し、足りない部分をインプットするしか道はない

消化不良でよいから演習をやる、答案を書く(新司型の)

→そして、書いた後に何がよくなかったのか徹底的に考えて、(全部の問題でなくてよいから) ベストな答案を書きなおして作ってみる。

※特に憲法などでおすすめ

演習の題材としては、答練と新司法試験の過去問がよいだろう、特に、古い時代の過去問をやってない人は、題材として使うべき

### ③ 知識偏重型

基本的には通常型に準じる。ただ、変なクセがついてしまっている人が多いので、できれば講師や合格者に答案を見てもらう。

※その際、謙虚さを忘れない。

知識偏重型の中には、知識に偏りがあって、部分的には基本知識不足型の人もある。その人は、もう一度基本書・予備校本などで体系的にインプットする。

### 3、 学習法（短答）

#### （1） ある程度のレベルに達している人

過去問を一通りやるだけで十分

#### （2） 基本知識に不足がある方

=上三法のインプットと並行して、分野別の短答問題集を解くのがよい

例) 民法の基本書等で代理のインプットをやった後すぐに、代理の分野の短答問題を解く

※その際、条文は丁寧に引く

### 4、 学習法（論文）

#### （1） 演習量

やはりある程度、演習量は必要。

答案構成だけにとどめる問題もあってもよいが、答案を書いてみることも重要

※特に、憲法刑法

時間とお金が許せば答練を二つくらい受けてもよい

演習した後のフィードバックがなければ意味がない。論点・知識の確認は最低限行う。

書き方が重要な科目（憲法・刑法）は、ベストな答案を作ってみるのもよい。

#### （2） 科目別

##### ① 憲法

まず、自分なりの書き方を確立することが必要。

その際、わけのわからない周りの情報に惑わされない（例えば、～で対立させる書き方はだめ、三段階審査はダメ、違憲審査基準はダメ）

憲法は、筋の通った論理で規範定立し、あてはめできれば、点数が付く科目

答練が終わった、あるいは、過去問をやった後、もう一度、自分で答案を書きなおしてみる（何時間かかってもよい）、それで理想形の答案作る作業をしてみる  
一つできれば、書き方が何となく身についてくる

対立点は、実は憲法の細かい学説知識があった方が有利な点もある（細かい対立点をいくらかでも作れるため）

ただ、そこまでの時間は通常ないので、審査基準や事実の評価、人権のとらえ方等でざ

っくり作るのがよいだろう。

## ② 行政法

まずは、訴訟要件の処理ができるか。処分性の定義、原告適格のあてはめなどをマスターする。百選レベルの判例はあてはめの参考に必ず見る。そして、答練の答案例などを参考にしていく。

本案は、行政法総論をしっかり復習しておく。救済法と総論が結びつくまで行き着けばベスト。

個別法の仕組み解釈は、個別法の条文をきちんと引きながら、判例百選や基本書を読む。あるいは過去問をやる。

どうしても苦手なら、仕組み解釈の演習書を読む、あるいは一つでいいから個別法の概要をしておく（宅建の法令上の制限の参考書もおすすめ）

国家賠償や損失補償、住民訴訟も用意しておく。

## ③ 民法

まず、最低限の準備として、民法上用意されている制度を知っておく（要件効果でインプット）

近年は、あまり基本書に乗っていない応用論点が出題されることも多い。その際も、基本論点に引き付けて考える、あるいは既存の制度・条文の類推が使えないか考えていく

制度の趣旨にさかのぼって考える

契約各論の知識は重要

短答プロパー（短答にしか出ない分野）は、皆が思っているほど多くない（ふつうに委任や寄託とかも論文に出るとのこと）

## ④ 商法

まず、事例があつたらとりうる手段がポンポンポンと出てくる状態にしておく（その際条文もすぐに引けるようなレベルにしておく）

各制度の条文で解釈が必要なところはできるようにしておく  
あてはめの練習を過去問ですておく

会社法は受験生のレベルも高くないので、これだけで点数は取れる

商法総則・商行為はある程度しっかりやっておく

手形・小切手は出たら怖いので一回しはしておきたい

#### ⑤ 民事訴訟法

基本制度の趣旨規範論証をおさえておくのは最低限の前提

基本的に、典型論点ではないものが出る（わりと学者の問題意識、最新論点）

重点講義等を読んで、それを知っておくのも有効な対策の一つ

しかし、そこまで受験生はヒマではない。基本的な趣旨や規範をおさえて、現場思考で解くしかない。

典型判例と具体的にどう事案が違うのか、それが結論にどう影響するのかを答案に表現できれば、点数はかなり跳ねる

普段の問題演習でもこれを意識したい

※解析民訴や百選の解説は思考の訓練に使える

#### ⑥ 刑法

基本的な論証がスラスラ出てくると、各論の解釈を身に付けておくことは最低限の前提

膨大な量の事案を素早く処理できなければならない

演習を通じて、どこを厚く論じて、どこを薄く論じるかの判断を練習する  
いわゆる論証パターンは長すぎるものが多いので、それを短く書けるようアレンジする

各論の擬律判断は、判例等を見ることで身に付けておく  
（百選＋判例六法）

苦手な人は、答練をやるたびにどこの思考過程が間違っていたのか、必ずチェックしておく

自分のミスしがちな点（住居侵入を落とす）等は把握しておく

⑦ 刑事訴訟法

基本的な論証がスラスラ出てくることは最低限の前提

膨大な量の事案を素早く処理できなければならない

規範定立をあっさりとすませて、あてはめに分量を割く勇気も必要

特に捜査法は、百選レベルの判例を読んで、適法違法の相場をしっておく

捜査以外が苦手な人も多いのでしっかりやっておく  
（特に、訴因・証拠法）

以上







**LEC** れっく 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2015 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU15042